

## 教 育 文 化 委 員 会 記 録 (No.19)

1 日 時 令和6年3月6日(水)  
午前10時14分 開会  
午後 0時22分 閉会

2 場 所 第4委員会室

### 3 出席委員(10人)

委 員 長	永 井 佑	副 委 員 長	森 結実子
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	中 村 義 雄
委 員	中 島 隆 治	委 員	木 下 幸 子
委 員	大久保 無 我	委 員	藤 沢 加 代
委 員	有 田 絵 里	委 員	大 石 仁 人

### 4 欠席委員(0人)

### 5 出席説明員

市民文化スポーツ局長	井 上 保 之	市民総務部長	大 庭 千 枝
総務区政課長	小 田 聡	文化部長	新 山 克 己
文化財担当課長	井 上 智 史	教 育 長	田 島 裕 美
教 育 次 長	高 橋 英 樹	総 務 部 長	小 杉 繁 樹
総 務 課 長	久 保 慶 司		外 関 係 職 員

### 6 事務局職員

委員会担当係長	梅 林 莉 果	調 査 係 長	筒 井 大 亮
---------	---------	---------	---------

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	6日は議案の審査、7日は議案の採決及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	議案第54号 令和5年度北九州市一般会計補正予算（第6号）のうち所管分	議案の審査を行った。
3	議案第47号 小倉北特別支援学校等新築工事請負契約締結について	教育委員会から報告を受けた。
4	議案第54号 令和5年度北九州市一般会計補正予算（第6号）のうち門司港地域複合公共施設整備事業について	市民文化スポーツ局から報告を受けた。

## 8 会議の経過

（パソコン及びタブレットを委員会室に持ち込む際の使用基準等について確認した。）

（3月5日付人事異動に伴う人事紹介を受けた。）

**○委員長（永井佑君）** 開会します。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり1件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行った後、契約議案及び関連議案について報告を受け、明日は議案の採決及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第54号のうち所管分を議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。市民総務部長。

**○市民総務部長** 着席にて失礼いたします。委員の皆様には、日頃から市民文化スポーツ局の事業に対しまして、御支援、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

それでは、市民文化スポーツ局所管の議案につきまして、タブレットの教育文化委員会資料に沿って御説明いたします。

2ページを御覧ください。

議案第54号、令和5年度北九州市一般会計補正予算について、所管分を御説明いたします。

なお、令和5年度北九州市補正予算に関する説明書では、20ページに記載されております。

表に掲載しております7事業について、関係者や関係機関との協議等に日時を要したため、それぞれ必要額を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（永井佑君）** 総務部長。

**○総務部長** 続きまして、教育委員会所管分の説明をさせていただきます。

資料2ページをお願いいたします。

議案第54号、令和5年度北九州市一般会計補正予算第6号のうち教育委員会所管分につきまして、配付資料に沿って御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、金額は万円単位とさせていただきます。

まず、1、歳入でございます。

なお、補正予算に関する説明書の該当ページにつきましては、備考欄の右側に記載しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

一番上の段の18款2項12目教育費国庫補助金の補正額は6億8,835万円で、この後歳出で御説明します大規模改修事業等、大規模改修事業、外壁改修事業の学校施設等の整備に対する補助金でございます。

次の段の25款1項11目教育債の補正額は22億8,360万円で、学校施設の整備に対する市債であり、同じく大規模改修事業等、大規模改修事業や外壁改修事業の経費に係る財源でございます。

次に、歳出でございます。

一番上の段、13款3項小学校費、3目学校整備費の補正額25億2,080万円、それから、次の段、4項中学校費、3目学校整備費の補正額4億5,740万円は、大規模改修事業等の学校施設等の整備に要する経費でございます。

次に、3の繰越明許費でございます。

対象事業は表のとおりとなっております。

繰越理由としては、整理すると表の右の欄のようになります。繰越明許費の1、追加は、新たに繰越明許費とするものでございまして、適正な工期を確保できないために行うものが4事業、土質調査に日時を要したものが1事業、工法検討に日時を要したものが1事業、関係者との調整等に日時を要したものが1事業で、合わせて7事業となります。

繰越額の合計は、表の一番下にお示ししておりますとおり、31億39万円でございます。

次の2、変更は、既に繰越明許費としていたものの額を変更するものでございまして、関係者との調整等に日時を要したために行うものが1事業で、変更後の繰越額は、表の一番下のおり、7,169万円でございます。

以上、簡単ではございますが議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（永井佑君）** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明瞭に答弁願います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

なければ、以上で議案の審査を終わります。

次に、議案第47号、小倉北特別支援学校等新築工事請負契約締結について及び議案第54号のうち門司港地域複合公共施設整備事業についての以上2件について、一括して報告を受けます。

これらの議案は、いずれも建設建築委員会に付託され、審査されていますが、議案第47号については、予算執行局である教育委員会から報告を受けます。また、議案第54号のうち門司港地域複合公共施設整備事業については、旧門司駅舎跡の鉄道遺構に関して、一部移築という結論に至るまでの調査や検討の経過、今議会で議論されている文化財保護に係る教育委員会と市民文化スポーツ局の権限、役割分担などについて報告を受けるものです。

執行部の皆さんには、急な対応に感謝いたします。本会議や世論でも議論が広がっている本市の文化行政を左右する大事な案件だと私は考えます。委員、執行部ともに十分な議論を求めて、説明を求めます。総務部長。

**○総務部長** それでは、関連議案として、議案第47号、小倉北特別支援学校等新築工事請負契約締結について御説明申し上げます。

なお、今の委員長からのお話のとおり、本議案の提出は技術監理局が行っております。

本契約は、条例の定めによりまして、予定価格が5億円以上の工事の請負については、議会の議決に付さなければならないとされているため、提出するものでございます。

議案の内容は、令和5年11月22日に仮契約を締結した小倉北特別支援学校等新築工事請負契約を締結するものでございます。具体的には、小倉北特別支援学校及び北九州中央高等学園を東芝北九州工場跡地を活用して、2校併置で建て替え整備するものでございます。工期は令和7年10月31日まで、供用開始は令和7年度中を予定しております。

説明は以上でございます。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 3ページを御覧ください。議案第54号のうち、建設建築委員会に付託されているものは、9款5項1目都市計画総務費の補正額2,000万円で、門司港地域複合公共施設の建築予定地で出土した鉄道遺構の移築に要する経費となっております。

それでは、議案54号のうち門司港地域複合公共施設整備事業について、別添ファイルを御確認いただけたらと思います。

まず、旧門司駅舎跡の鉄道遺構に関して、一部移築という結論に至るまでの調査や検討の経過について御報告いたします。

今回、門司港地域複合公共施設の整備に伴い、事業用地は遺跡、周知の埋蔵文化財包蔵地と

言っておりますが、遺跡の外ではありましたが、公共工事の場合、原則、遺構があるかないかを確認するため試掘調査を行っており、令和5年3月8日から10日にかけて実施をしております。試掘調査については、まず複合公共施設整備予定地全体のうち2,000平米の範囲で行い、そのうち900平米については、れんがやコンクリートの建物基礎などの遺構が確認され、記録保存のための発掘調査が必要であると判断いたしました。そのため、5月に事業用地周辺を新たな遺跡、周知の埋蔵文化財包蔵地とするため、文化財保護事務を補助執行する市民文化スポーツ局より市教育委員会名で県教育委員会に申請し、承認をいただきました。なお、複合公共施設整備予定地の残りの部分については、後日であります4月27日と7月12日に、合わせて4,460平米について追加の試掘調査を実施しております。こちらの部分については、遺構などが発見されなかったため、発掘調査を要しないと判断しております。

その後、文化財保護法第94条の通知、包蔵地内で土木工事等を実施したいということの通知を7月10日に市教育委員会から県教育委員会に提出しております。これ以降も、調査の範囲や予定期間などの情報を県教育委員会と共有しながら進めてきております。7月13日に県教育委員会から市に対して、工事着工前に埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施を指示する通知があり、9月7日に埋蔵文化財保護法第99条の規定による発掘調査着手届を市教育委員会から県教育委員会に提出し、9月19日から現地での作業に着手しております。調査開始以降、旧門司駅舎の機関車庫跡と考えられる建物の基礎が発見されるなど、県内にも例がない遺構が発掘されたため、県の担当者とも随時電話やメール等で情報共有を行い、現地での意見交換も行ってまいりました。また、文化財保護審議会の委員の方々などにも現地を視察の上、意見等を伺うとともに、鉄道遺構の専門家の方にも現地を視察いただいて、その際も県の担当者には同行していただいております。11月19日には現地説明会を実施し、11月末に発掘調査は終了いたしました。その後、少なくとも遺構の取扱いについて結論が出るまでの間は遺構を保全することが必要と判断し、ブルーシートをかけるなどの養生を行っております。

これらの遺構につきましては、明治時代の鉄道関連遺構として、少なくとも県内では事例がないもの、また、門司港地区の発展の歴史を示すものであるとともに、また、現地で全面保存すべきという専門家の意見、そして、整備予定の建物と遺構との共存を図る努力が必要といった意見などを踏まえて、遺構の発見時から方針発表までの間、開発部局である建築都市局とは現場の発掘状況を共有し、何とかして遺構を現地に残すことができないかについて、様々な視点から協議を行ってまいりました。しかしながら、ほかに建設用地の適地を見いだすことは難しく、遺構の全面保存は困難なこと、柱やはりの間に遺構を残すための設計変更には時間的、金銭的な負担が大きく、遺構を一部現地保存することは困難なこと、また、今の施設は老朽化して使い勝手が悪い、バリアフリーも十分ではなく、早く耐震化して安全な建物にしてほしい、施設を集約して利便性を向上すべきといった市民からの意見、期待も寄せられていたことから、公共施設マネジメントのモデルプロジェクトとして取り組んでいる複合公共施設整備事業の重

要性や既存施設の利用者の安全、使い勝手などを市として総合的に判断して、1月25日に門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方についての方針発表を行い、遺構については記録を保存するとともに、土木技術がうかがえる一部を移設保存する。また、門司港地域複合公共施設につきましても、遺構の移設を終えた後に速やかに工事に着手することとしたものでございます。また、遺構の取扱いについての市の方針発表に至ったことから、県教育委員会に埋蔵文化財発掘調査の終了届及び調査所見を提出したものでございます。

次のページを御覧ください。

次に、北九州市の文化財保護に係る教育委員会と市民文化スポーツ局の権限、役割分担について説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条では、教育委員会の職務権限が規定されており、その中に文化財の保護に関することが含まれております。一方で、第23条で、職務権限の特例が規定されております。北九州市の場合は、表の一番右側のスポーツ及び文化に関する事務を管理し、及び執行する機関に関する条例では、市長の権限で執行している事務は、⑥スポーツに関すること、学校における体育に関することは除きます。⑦文化に関すること、文化財の保護に関することは除きますとなっております。そのため、文化財の保護に関する事務については、平成24年から市民文化スポーツ局長等が専決規程に基づき補助執行を行っております。このうち文化財保護に関する重要なものは、市民文化スポーツ局長の専決から除外されております。これは、北九州市教育委員会事務専決規程に規定をしております。実際に、表の中欄にあるように、市民文化スポーツ局長が専決できる事項として、①から⑤について、北九州市教育委員会事務専決規程に規定をしております。そのうち①から④の重要なものについては、左側の欄にあるように教育委員会に諮らなければならない、これまで文化財保護審議会の委員の委嘱や条例、規則の制定、改廃について教育委員会に諮ってきております。そのため、文化財保護に関する事務は、市長の権限ではなく、教育委員会の権限であり、そのほとんどが市民文化スポーツ局長等が補助執行しているものでございます。

説明は以上でございます。

**○委員長（永井佑君）** ありがとうございます。

ただいまの報告に対して質問、意見はありませんか。どなたからでもどうぞ。藤沢委員。

**○委員（藤沢加代君）** 幾つか質問させていただきたいと思います。

文化財ですが、私は、本日、市民文化スポーツ局からこういう丁寧な報告があるような事態になったことは、本会議場での村上さとこ議員と森結実子議員の質問に対する答えだったかなと思ひまして、改めてお二人の議員に敬意を表したいと思ひます。今回こういう事態になったこと、報告をしていただくということをお歓迎するものなんです。私は、北九州市の文化財行政について、長年疑問を持ってきました。市民団体の方々と一緒に運動もしてきたんです。1つは城野遺跡の現地保存について、それから、もう一つは八幡市民会館の、これも現状の保存

についてです。これをずっとやってきて、なかなか北九州市が本当に大事なものをきちんと保存していかないということへの問題意識はずっと持ってきたんですけども、今日の報告のように、市民文化スポーツ局と教育委員会の権限といいますか、所管が分かれた。これは、城野遺跡の保存が北九州市の課題になってからのことだったんです。ですけども、文化財行政が教育委員会から市民文化スポーツ局に移ったということ、これは、全国的に国の方針としてそうなることについては幾つか例がありますので、私は今回のように今の北九州市の文化財行政の条例の在り方に違法の疑いがあるということに気がつかなかったんです。だから、全国的にこうやって市長部局に移管されるようになったということは、現実にあるわけですけども、北九州市の場合はその法的な根拠が、例えば福岡市と比べて違っているなどということに気がつかなかった。そんなことはもう当たり前のこととして、きちんとやられていると思っていました。私は、北九州市の文化財行政が、市民運動もいっぱいありながら、なかなかうまくいかない、なかなかできない、本当に積極的に大事なものを保存していくことができないのは、教育文化事業団として発足した今の芸術文化振興財団に埋蔵文化財の行政を、それから、今の埋蔵文化財センターもそうですけれども、そういう発掘調査をして、そして研究して、埋蔵文化財関係の記録集を出したりとかということを第三セクターに委託してきた。調査研究する人は、専門家集団としてそこに置かれてきた。そして、一方、本庁です。教育委員会、今は市民文化スポーツ局にかなり移っていますが、保存などに関わる行政事務といいますか、そういう機能が分かれてきたことに私はずっと問題意識を持っていたんです。だから、条例が法律の根拠の問題を持っているということ、文化財保護審議会委員のお一人でもある福島先生のお話を聞くことによって今回初めて認識し、そしてまた、今回の本会議場でのお二人の議員の発言を聞きながら、本当に私もうかつだったなとか、反省もしました。ですから、改めて今日ここでこういう報告をしていただいたことは、よかったなと思います。

私は、本会議場で幾つか答弁を聞きながら、私たち議会としても、それから、議員としても、このまま強行されてはと、世界遺産の価値のあるものが壊されかねないというような事態になっていることに対して、とても無力感にとらわれていました。これが、今こうやって明らかに問題にされることについて、私は北九州市民として、そして、市民の負託を受けた議員として、きちんとこれをやっていかなければいけないということ、突きつけられたと思います。これは、ほかの皆さんも同じだと思います。ですから、私は今日、この報告をしていただいたことは、北九州市議会、それから、北九州市民の世界に対する恥ずかしい思いを払拭してもらったということで、北九州市としても、それから、市議会としても、市民としても、名誉を守ったということになったなと思って、そういう意味でこれまでの思いを述べさせていただきました。直接の質問ではありませんので、長々と失礼いたしました、そういう思いを持ちました。

質問はこれからしたいと思いますが、市民文化スポーツ局と教育委員会と両方があることで、この委員会は成り立っていますし、文化財保護行政に関して、大事な役目を担っている2つが

あって、とてもいいチャンスだと思います。

それで、今回の門司港の遺構について、文化財保護審議会に諮問をされていない。なぜ、されなかったかということについては、とても重大な問題だと思うんですが、市民文化スポーツ局長と教育長、責任ある立場の方としてそれぞれにまずお答えいただきたい。

**○委員長（永井佑君）** 市民文化スポーツ局長。

**○市民文化スポーツ局長** 本市の文化財保護審議会につきましては、いわゆる教育委員会の諮問に応じて、市の文化財についての審議を行っていただいて答申するというようなルールになっています。これまでは、北九州市の文化財への諮問という形で運用されてきていると。今回は、そういった意味では、文化財登録に向けた価値づけには至らなかったという案件でしたので、諮っていないという状況でございます。以上です。

**○委員長（永井佑君）** 教育長。

**○教育長** ただいま市民文化スポーツ局長が、補助執行権者なおかつ専決権者としての発言をされました。これは、文化財関係の補助執行権者としての発言ですので、教育委員会事務局の長としては、この関係は発言する立場にございません。以上でございます。

**○委員長（永井佑君）** 藤沢委員。

**○委員（藤沢加代君）** ありがとうございます。

城野遺跡の保存の経験からいいますと、城野遺跡の保存の場合にも、当時、最初に私が関わり合いを持ったときには教育委員会だったんです。そして、途中で市民文化スポーツ局に移りました。そのときには、教育委員会の責任は重大だったと思うんですが、文化財保護審議会に諮問されるということがなかなかなかったんです。これは、当時の本会議の議事録を調べてもらえば分かると思いますが、もう亡くなりました野依謙介議員が質問をしております、なぜ文化財保護審議会にかけられないのかという疑問を私もずっと持ってきたんです。それで、その後、県会議員と一緒に福岡県にも行きました。そしたら、福岡県はこう言ったんです。北九州市がまず主体性を持ってやらないといけないと、北九州市の問題ですと。それで、そうかと思ったんです。その後、城野遺跡の保存については、周辺の自治体の学芸員の方たちも、日本考古学協会が保存をするべきだという立場で要望書も出しましたけれども、そのときに聞いたことの一つとして、私は、今の井上文化企画課長にお話ししたことがあるかと思いますが、北九州市の文化財行政をやっている方々に失礼だと思って一度も言ったことはなかったんです。今日ここで言わせていただくと、北九州市は文化財保護についてのノウハウを持っていないんじゃないですかって言われたんです。それがずっと引っかかっていた。だから、それがなぜなのかということが、私にはその当時経験不足でよく分からなかったんです。それが、今ここに明らかになりました。

北九州市は、そこのところが弱かったんですね。それは、またいろいろ分析していく必要があるかと思いますが、だから、ここで改めてリセットして、もう城野遺跡の轍を踏まない。本

来だったら城野遺跡も国の重要指定文化財になるべきものだったのが、今部分的にしか保存ができてなくて残念だったなという思いがあります。二度とこの轍を踏まないっていうことを私は北九州市として考えるべきだと思っております。局長も何人も替わりました。担当課長も何人も替わりました。教育長は2人ぐらいですか。教育長はあまり替わっていない、何人も何人もっていうことになっていません。

だから、改めてここで、条例の改正をきちんとして、文化財保護行政を北九州市もきちんとしてできるような形にしてもらいたいと思います。今まであまり教育委員会も、それこそ表面的な印鑑を押すぐらいの仕事だったかもしれないので、市民文化スポーツ局長にもう一度聞きたいと思います。ここで、一旦立ち止まって、きちんとして法的な整備もして、改めて文化財行政をやっていくという決意表明でもしていただければいいかなと思いますけど、それは簡単にはできないかもしれません。問題点はどこにあるかということ、今回本会議質問の答弁も随分されてきましたので、いろいろ感じていることがおありだと思います。ですからここで、感じられた問題点を明らかにしていただきたいと思います。

**○委員長（永井佑君）** 市民文化スポーツ局長。

**○市民文化スポーツ局長** 現行制度で文化財の保護も含めて、今市民文化スポーツ局は教育委員会の補助執行という形でいろんな取組を進めております。例えば、文化財保護審議会にしましては、合併間もなくですので、昭和39年に設置をしているわけなんです。そういった意味では、かなり昔から文化財に関するいろんな検討であるとか専門の方にお話を伺って守ろうという形が出来上がっていたわけです。その形ですと今日まで取組を進められてきて、様々な文化財がこの町で保護されておりますし、世界遺産もあるという形で、文化財に関することを決してないがしろにしているというような意識はありません。現行制度で長い間この仕組みでやってきている。そして、その間に何か大きなトラブルというか、異議はなく取り組んでこられたわけですから、これを一概に、はいつていうわけにはなかなかいかないと思います。いろんな情報、それから、いろんな立てつけ、あるいは同じような都市がありますので、いろんな研究はしていかなければならないとは思っていますが、現状では今そういう研究をしていかなきゃいけないという意識はありますといったところでございます。以上です。

**○委員長（永井佑君）** 藤沢委員。

**○委員（藤沢加代君）** 今回の議案も、もともとは建築都市局の議案としてかかっている、ここにはかからないということで、市全体の仕組みの中で、市民文化スポーツ局の位置づけというものもあるかと思っております。ここだけの問題ではありませんので、それはぜひ市長以下、今回は本会議質問では副市長も答えられていますので、全体で検討すべきだという意見を申し上げておきたいと思っております。

それで、もう少しお尋ねしたいのは、文化担当として、これまで文化企画課が随分頑張っただけで大変だったと思うんです。いろんな意味で大変だったと思いますけれども、今その役

目を担っている文化企画課として、これまでの轍を踏まないで、今回はちゃんとやっていただきたいと思うことのひとつが、文化財としての価値をきちんと位置づけるという意味で、専門家の意見を聞いたということだったんですが、どういう専門家の意見を聞いたのかをお尋ねします。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 今回の遺構に関して、どういった専門家の意見を聞いたかというところでございます。まず、それぞれ分野を持たれている市文化財保護審議委員の5名の委員の方から意見をいただいております。あと、鉄道遺構の第一人者と言われる、お名前も出ていますけど、小野田さんという方から意見をいただきました。あとは、各種学会等で、結局、今14団体から12通の様々な要望、そこにいろんな要素が凝縮されておりますので、かなりの意見をいただいたと承知しております。

**○委員長（永井佑君）** 藤沢委員。

**○委員（藤沢加代君）** 方針を決定して以降、移築保存ということを決めて以降も、専門家集団の方々から非常に多くの要望、意見が出ているかと思うんですが、ここで世界文化遺産の評価に関わる日本イコモス国内委員会から要望、意見が出ております。八幡市民会館のときにはドコモモジャパンのような位置づけだったかと思えますけれども、世界遺産を持つ北九州市として、世界遺産の構成遺産がさらに広がると。今の八幡製鐵所の本事務所以外にも、日本の近代化の中で北九州市がどういう役割を果たしてきたかということを考えさせられる、とても大事な遺跡だということです。この方々は、一部を移築して保存することは、遺跡を壊してしまうことだと、遺構を壊してしまうことだという意見を持っているということです。

ここで一回、文化財としての価値づけをきちんとするために、市民文化スポーツ局、そして、文化企画課の態度をはっきりさせて、市長事務部局全体にきちんと意見を言うべきだと思いますが、その点についてのお考えはどうでしょうか。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 先ほど御答弁さしあげたところではございます。遺構の発見から方針発表までの間、開発部局である建築都市局と、どういった形でも残すことができないだろうかということは、十分時間をかけて議論をしてきたところでございます。ただ、建設用地については、適地を見いだすことが非常に難しい。そういったことで、まず遺構の全面保存が困難である。それから、柱、はりの間に遺構を残すという設計変更、これも時間的、金銭的にもすごく負担がかかるということで、遺構の一部を現地に残すことは困難であるということになりました。

また、今ある施設につきましては、もう60年から90年たっており、かなり老朽化が進んで使い勝手が悪く、また、バリアフリーも十分ではない。それから、早く耐震化して安全な建物にしてほしい、施設を集約して利便性を向上させてほしい、そういった意見もありまして、市としても総合的に判断せざるを得なかったというような状況でございます。以上です。

**○委員長（永井佑君）** 藤沢委員。

**○委員（藤沢加代君）** 複合公共施設については、直接この担当ではありませんけれども、早く安全なところに建て替えてほしいという市民の意見があるということをも最優先されているみたいですが、市民の中には、文化財保護優先がいいよってという意見もあるだろうし、それから、複合公共施設として1か所に集めて、しかもハザードマップで危ないとなっているところに持っていくことに反対する人だっているわけです。門司図書館も、松の林の中にある図書館は使い勝手は悪いかもしれないけど、雰囲気もいいです。そういうのを、そこで建て替えてほしいとかいうのもあるわけですから、市民の意見がこうだって、安全なところに早く建て替えてって、市民を出汁にしてもらっては困るなと思いますので、ここは文化財保護を第一優先で文化企画課、市民文化スポーツ局には頑張ってくださいと思います。

本当に残念なのは、城野遺跡のときもそうだったんですが、あのときは、土地は医療刑務所跡だから国のものだったんです。北九州市が手を上げるのを待ってもらっていたんです。そして、この土地は今また北九州市の土地になっているじゃないですか。地主がほかの人なら、個人だったら、なかなか簡単にはいかないと思いますが、北九州市の土地なのに、遺跡を壊して遺構を壊してそこに建物を建てるなんていうことが平然とできる、私はその感覚がおかしいなと思いますけど、私の感覚がおかしいと思われるようだったら、課長、どうですか。

**○委員長（永井佑君）** 市民文化スポーツ局長。

**○市民文化スポーツ局長** この施設につきましては、先ほど課長が御答弁させていただいたとおりなんですが、何よりも個別に建て替えたりということが、財政的にも管理の面でもなかなか難しいということで、公共施設マネジメントという発想が始まって、その中でも、もう既にいろいろ集約した事例はあるので御存じだと思いますけれども、ああいう形で新しい建物で管理も1つにしていくというのがあったと思います。その形で、門司港が一つのモデルのプロジェクトであると。門司港の場合は、今ある施設が本当にもう60年を超えているとか90年とか、かなり形も古いし、設備も使い勝手が古いし、バリアフリーになっていない。区役所も御年配の方が手すりを持たないと階段を上れないとか、特に耐震もまだなされていない、急がなければいけない施設もあるわけです。そういった意味では、声というよりも、まず安全面を担保しなきゃいけないということで、建築都市局がこれはやはり建てるべきだと。現地で建てるべきだというような話を前提とした中で、先ほども答弁しましたが、では建てる時に柱の間ぐらいに少し残せないかとか、そういう工夫はもう何度も議論をして、それでもあれだけのビルなんで、工事は3メートル、がっつと、全部取ってしまわなきゃいけないという中で何ができるかと。現物をちょっとでも残せないのかというような意見も出させていただいたりしながら、最終的な総合的な判断に至ったというところなんです。それぞれがいろんなことを考えながら進めてきたというのが今回の案件ですので、その点は御理解いただきたいと思います。以上です。

**○委員長（永井佑君）** 藤沢委員。

**○委員（藤沢加代君）** ありがとうございます。

進めてきたのは分かりました。これからどう進めるかっていう問題なんです。

能登半島地震で、それこそ想定外のことだったということで、今災害対策の見直しも行われていますよね。それから、今またどこか、千葉の辺りですか、地震が多発しているみたいで、南海トラフの部分も動いているというようなことがやられています。また、他の局の所管になりますけれども、全庁的にこれからどうするかという見直しのきっかけに、この文化財のことをきちんと位置づけていただきたい。これは、もう要望としておきたいと思います。

あと、教育委員会としては、今回ほとんど知らぬ存ぜぬみたいな答弁が本会議場であったように私は受け取りましたけれども、今回のこの事態を受けて、教育委員会として、教育長にお尋ねしたいのは、これまではこれまでとして、これからです。これから、教育委員会として、それこそどう関わっていくかというような問題意識、あるいは、決意でも何でもいいです。思いがとおりじゃないかと思いますが、あるかは分かりませんが、あればお答えいただきたいと思います。

**○委員長（永井佑君）** 教育長。

**○教育長** 行政の制度設計というものは、やはりきちんと規定なり規則に縛られております。そういう意味でいうと、今回の文化財の執行の流れに関しましては、専決権の範囲内ということで、私はそれに対して今現在申し上げる立場にはございません。なおかつ、将来のことは、例えば市長事務部局等は今回も組織改正が出ていますけれども、様々な社会情勢に応じまして、今後も行政の組織というのはどこかでいろんな組織改正が行われていくと思います。また、その中で審議されるべきものだと思います。そのときには、議会にも御相談があるものとわきまえております。

1つ、教育委員会の立場なんですけど、複合公共施設、先ほど公共施設のモデルプロジェクトとして総合的に老朽化した施設を合わせるということで、門司図書館も複合公共施設の中に入ることになっております。そういう意味では、プロジェクトそのものには、教育委員会も関係部署ではあるということで、現在情報は建築都市局等からいただいているところでございます。以上でございます。

**○委員長（永井佑君）** 藤沢委員。

**○委員（藤沢加代君）** もう最後にしたいと思います。教育文化委員会というのは、今回の件については大事な常任委員会だと改めて認識をしたわけですがけれども、さっきからずっと教育委員会としては、教育長としては答えられないみたいなことでしたけれども、そういう事態になっていることがおかしいということが今回認識されたわけです。

それで、市民文化スポーツ局長がずっと文化財の価値についてお答えになっているわけなんですけれども、本会議場で問題になったように、これは違法の疑いがあるということにもなっているわけですので、改めて市民文化スポーツ局長は、この遺跡の重要性を第一にして、市長

事務局らと今後考えていくと思うんですけども、そこで主張していただきたいと要望したいと思いますが、何か答弁はありますか。

**○委員長（永井佑君）** 市民文化スポーツ局長。

**○市民文化スポーツ局長** 私は、確かに文化の担当でありますし、文化財の担当でもあります。一方で、市民、区民の安全な暮らし、安心な暮らしというのも当然優先すべきものでもあるし、そのバランスというのはそれぞれの持ち場で意見をぶつけながら、どういう方法がいいのかを考えていくべきだと思います。我々は現行制度に照らし合わせて仕事を進めておりますので、根拠法令とかに基づいて、そこは適切に進めてきたというものでございます。今後もそれは適切にやっていきながら、確認しながら、慎重にやっていきたいと思っています。以上です。

**○委員長（永井佑君）** 藤沢委員。

**○委員（藤沢加代君）** もう最後にしておこうと思ったんですが、今のお答えを聞いて、現行の制度の中でということだったんですが、私も現行の制度がおかしいんじゃないかということに気がついたわけです。だから、そのところをぜひもう一回検討していただいて、きちんと本会議での質問、答弁を踏まえてやっていただきたいということを要望しておきたいと思っています。

もう一つ要望。城野遺跡と八幡市民会館のことで、文化庁にも私は2回ほど行ったんです。そのときに、文化庁の担当者はこう言われました。文化庁には何の予算も権限もありません。北九州市です。皆さん頑張ってくださいって言われたんです。だから、そのことを考えますと、北九州市がいかに文化財保護を大事にしているかということアピールする必要があると思います。それで、改めて文化庁に行ったときに、担当者が、海の道むなかた館、東郷駅前に鉄剣がたくさん出たでしょう、あそこのことを教えてもらったんです。田熊石畑遺跡。ここの発見と、それから、文化財の指定については今までになく最速だったそうです。それは、市民の力も大きかったと思いますけれども、もともと県立高校があった土地をどこかに売って遺跡が出てきたわけです。それを宗像市は買い戻したんです。そして、あそこを遺跡公園にしました。行政に取り組みさせたというのは、市民の力が大きかったと思うので、私たちは本当に議会と市民の力をもう一度見直さないといけないなとも思います。

それで、宗像市のホームページを改めて見てみました。北九州市も世界遺産を持つ町です。宗像市も歴史がありますよね。宗像市は古くからの歴史もありますが、世界遺産を持つ市として、ホームページを検索してみましたら、北九州市もちろん出ていますよ。だけれども、歴史とかこれまでの取組とかがとても分かりやすい状況になっておりますが、北九州市は、外部リンクに飛ばないといけなかったりで、いろいろな情報発信をもうちょっと分かりやすくしてもらえるとありがたいなと思って。にわか勉強であちこちクリックしてもなかなか難しいと思いましたので、その辺も視野に入れていただいて検討を、特に市民文化スポーツ局ですから、文化を第一に、優先にという立場で頑張りたいと要望して終わります。

**○委員長（永井佑君）** ほかに。中村委員。

**○委員（中村義雄君）** まず、私の考えを申し上げたいと思いますが、この件に関して私も不勉強なので、勉強させていただいて、手続の話ですけど、今日御説明もありましたし、その前に法律に違反しているのかどうなのかというのは確認させていただきました。私の結論としては、手続上に違法性もないし、かしはない。ただ、文化財保護の理念について、適切か、それに沿っているかどうかというのは、多分疑義はあると思うけど、違法ではないという理解をしています。かしもないと、それが1点です。

もう一点は、昨日も私たちの会派で、この件について会議をし、かなり激論しました。そのときに、重要に考えないといけない点は、サイレントマジョリティーの声です。今マスコミでは、文化財を残す意見はたくさん出ています。それは、一つの大事な意見だと思うんですけど、門司区民の人がどう思っているのかという声はほぼ出ていないわけです。そこで、私たちの会派には、門司区の議員が2人いますので、御意見を伺ったところ、100%、複合公共施設は絶対要ると。もう長期の延期もできないし、仮にあれを造らないのであれば、ここに造る、ちゃんとできるという担保がない限りは、門司区民の多くは納得できないと、門司区の議員が言われていました。私たち議員は、市民の声を代弁するのが大きな役割ですので、私は、門司区の2人の議員の声を多くの門司区民の意見と理解しました。

その上で質問しますけど、仮にあれを全部調査して文化財として残すとなったときに、あの上で複合公共施設を造るとしたときの、試算の情報があれば教えてください。今、予定している金額が幾らで、それが何億円に、例えば30億円が100億円になるとか、そういうのが分かるかどうか。それと、期間がどれぐらい延びるかという情報があったら教えてください。それが1点です。

もう一つは、議論の中で、今調査しているのは全部じゃなくて3分の1ぐらいの部分だと、調査すべき範囲というのがあるんだという話は伺っています。価値づけじゃなくて、今の調査のエリアを広げて必要な範囲を全部するとしたら、お金が幾らぐらいかかって、期間がどれぐらいかかって、それを調査する人手の確保が、今は人手不足というのもあるので、できるのかということについてお尋ねします。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 仮に、今の現地に遺構を残す形で建てるといった場合の実際の金額は分かりません。ただ、今までかかった期間としては、基本計画から実施設計まで3年、5億円かかっているとされておりまして。特に下に埋蔵文化財を残すとなると、また特殊な工法とかがあるので、少なくともその期間はまずかかるだろうとはされておりまして。

それから、2つ目の質問でございます。今3分の1、発掘調査を行っているというところで、実際には900平米行って、金額として約3,000万円、3か月かかっております。当然、発掘調査する範囲として、今残っているところも一応試掘調査はしているんですけど、遺構は確認されていないということで発掘調査には至っていないところではございますが、実際発掘調査を行

うとなると、単純に計算すると、その倍ということになりますので、6,000万円で半年ぐらいはかかるのではないかと思います。以上でございます。

○委員長（永井佑君）中村委員。

○委員（中村義雄君）もう一つ、やるときの人手の確保について。

○委員長（永井佑君）文化財担当課長。

○文化財担当課長 こういった大きな案件となると、かなり人手の確保も難しくなるので、例えば4月からするといっても、なかなかすぐには人は取れないだろうとは思いますが、今回もそうですけど、財団に委託をして実施するような形になりますが、財団も来年度に抱えている案件というのが決まっておりますので、そこら辺の調整もかなり必要になってくるとは思われます。以上でございます。

○委員長（永井佑君）中村委員。

○委員（中村義雄君）以上です。

○委員長（永井佑君）ほかに。森委員。

○委員（森結実子君）本会議でもいろいろと質問させていただきましたが、回答が得られなかったもので、ここで再度質問させていただきます。

2月1日の教育文化委員会にて、課長より我が会派の大久保委員の質問に対する不適切な回答が繰り返されましたが、それについて御答弁ください。

○委員長（永井佑君）文化財担当課長。

○文化財担当課長 教育文化委員会で、大久保委員から、文化財指定の手續としてどうなのかという御質問をいただきまして、答えたものでございます。その際、史跡の手續については、市による何らかの申請行為があるものではなくということをまず説明した上で、市が価値づけを行ったものについては、こういったものがありますよという情報については、県を通して情報を出す、相談をするという旨を答弁しておりまして、それにつきましては、誤ったものであるとは考えてはおりません。ただ、常任委員会のやり取りの中で、質問にその場で答えたというところもありまして、説明が十分でないところはあったのかなと反省はしております。できるだけ丁寧にお答えさせていただくように努めてまいります。以上でございます。

○委員長（永井佑君）森委員。

○委員（森結実子君）答弁の中で、若松区の若戸大橋についての例を出していらっしゃいますけれども、委員会が終わった後、私も調べましたが、若戸大橋の指定に対しては、国からももちろん言ってきています。それは正解です。でも、これは大変イレギュラーな件であって、通常は市から価値づけしたものを上げていかないと文化庁には届かない。ですので、今でも文化庁には調査所見は届いていない状態なんです。これはすごく重要で、イレギュラーな話だけを持ってこられたら、私たちはそう思うじゃないですか。私たちは職員を信じているわけです。職員がそのようなイレギュラーな件だけを持ち出してきたら、私は、ここで判断することができ

なくなると思っています。大変重要なかしをしていると思っています。その上で、文化庁にも上げているという話もしています。上がっていません。なので、これは、私たちの判断を大変鈍らせる答弁だったと思っています。個人的にも大変信用していた方だったので、本当に残念でなりません。このような回答をして、虚偽の答弁と言ってもいいようなものをして、何を隠蔽しようとしたのか、それも教えていただけませんか。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** そのとき若戸大橋を事例に出させていただきましたけど、文化財の種類によりまして、価値づけをして上げていくもの、それから、直接下りてくるもの等と様々な種類がございます。引用した例につきましては、そういった事例であった。また、ほかにもそういった事例もがございます。特にその点について、私から何か隠そうとしたとか、そういった意図はございません。また、国に情報を上げているというのは、県を通じて情報を上げているという話で、当然、物を出しているとかという話でもございません。口頭で国に情報を出していただいたという話を県から伺っているという答弁をしたというところでございます。

**○委員長（永井佑君）** 森委員。

**○委員（森結実子君）** 大久保委員が、これは国が知っていて、国指定に値するかどうかという判断がなされていないものですよねって言ったら、そういうアクションは起こっておりませんという御答弁だったと思います。これに間違いはないと思います。私は、そこで、そしたら皆さんはそんなものなんだって思うじゃないですか。けれども、文化庁としては、それだけの国指定の文化財にするかどうかの資料がないわけです。資料が行っていないわけです。それはなぜかといったら、価値づけをしていないから、県から上がらないわけです。それをすっ飛ばして、文化庁からそういうアクションはありませんっていうのは、私はこの質問に対して適切ではないと思いますが、いかがですか。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 国からの反応ということだったので、アクションがないという表現を使わせていただきました。その際に、誤解を招くような表現でございましたら、申し訳なかったと思っております。

**○委員長（永井佑君）** 森委員。

**○委員（森結実子君）** 申し訳なかったでは済まされないほど、世間は大騒ぎになっています。

本会議の中でも、私は、林芳正氏の答弁を御紹介いたしました。教育長について、文化財保護審議会の委嘱とか条例規程の制定以外は私どもには関係ありませんみたいな答弁をいただいておりますが、その後、私は文化庁にも問合せをいたしました。文化資源活用課の見解です。首長部局に事務委任、補助執行させたとしても、本来の職務権限者である教育委員会に一定の権限が残る。一定の権限につきましては、文化財の指定等の重要事項に係る権限を制定しており、重要事項に係る業務については、地方自治法第180条の7に基づく事務委任、補助執行を行

うことは想定しておりませんという見解が来ています。教育長、見解をお聞かせください。

**○委員長（永井佑君）** 教育長。

**○教育長** 文化財保護審議会そのものが、私どもの専決規程で市民文化スポーツ局長の専決の中に入っておりますので、今現在は専決規程に基づいて事務を行っているところでございます。以上でございます。

**○委員長（永井佑君）** 森委員。

**○委員（森結実子君）** 本会議での、教育委員会名で出しているのに、市民文化スポーツ局で出すのはおかしいんじゃないかという話の中で、教育委員会から移管をされたものに関しては、そのときは教育委員会のスタッフとしてその業務を行っていますという答弁がなされています。そのときは教育委員会のスタッフならば、私は教育長に監督責任があると思いますが、いかがですか。

**○委員長（永井佑君）** 市民文化スポーツ局長。

**○市民文化スポーツ局長** 我々は補助執行している立場ですので、教育委員会の名の下に仕事をしていると、そういう趣旨で言ったということでございます。部下とか、そういう趣旨で言ったということではなく、そういうつもりで発言したものです。以上です。

**○委員長（永井佑君）** 森委員。

**○委員（森結実子君）** 部下とかそういう話じゃなかったとしても、業務に対する監督責任という話です。見解をお伺いします。

**○委員長（永井佑君）** 総務課長。

**○総務課長** 補助執行というものは、教育委員会の、要は合議制の教育委員会の下に教育長と市民文化スポーツ局長が並列であるとお考えいただければいいかと思います。だから、教育長の権限と市民文化スポーツ局長の権限と分かれており、そのための補助執行でもありますので、特段教育長が市民文化スポーツ局長を指導監督するという立場にはないと考えております。

**○委員長（永井佑君）** 森委員。

**○委員（森結実子君）** 幾らやっても終わりそうもないので。

先ほど私が文化庁の見解を申し上げたんですけれども、文化財の指定等の重要事項に係る権限を制定しておりとあるのですが、文化財の指定に係るかどうかなんていうのは、申し訳ありませんが、執行部の皆様は専門家じゃないので、それが分からないわけじゃないですか。だから、文化財保護審議会にかけるべきだと私は言っているんですね。そのためにあるわけですよ。本市の……。

**○委員長（永井佑君）** 撮影は御遠慮いただいていいですか。ありがとうございます。すみません。森委員。

**○委員（森結実子君）** 本市の文化財保護審議会というのは、地方行政法の下で設置されています。もちろんこれも確かめているのでそのとおりだと思うんですけれども、ほぼ全ての都道府

県とか市町村は、文化財保護法の下に設置をされているんです。文化財保護法の下に設置をすれば建議ができるようになっているんです。これも、本当に私としては疑いを持ってしまったんですけども、本市のホームページには、文化財保護審議会は建議ができるとずっと書いてあったんですが、村上議員が本会議の質問の原稿を出した途端に建議できないように変えているんです。そのようにおざなりになっているところが、私は多分たくさんあると思うんです。これまで長年やってきたので不適切ではないという答弁を繰り返していますが、一番初めから見解が間違っていたら、それを何十年もしていることになるじゃないですか。途中の事務についても私は疑問を持っています。ほかの政令市でも、建議ができないような文化保護審議会は広島市とうちしかないんです。ですから、広島市がどんな行政をしているか、私もそこまでまだ調べておりませんが、だから、申し訳ありませんが、うちの市は文化財に対する、愛情が薄いのかなという感じが正直言ってしておりますが、そこについていかがですか。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** ホームページの件につきましては、確かに文言のチェックがあった際に確認が取れて、不適切、正確性を欠く表現だったということで、これはもう行政サービスとして行っていることですので、即座に修正するというのは必要な行為だったとは思っております。

先ほどの建議の件につきましても、先ほど局長が言いましたけど、もともと昭和39年に文化財保護審議会、当時は調査委員会という名称でございましたけど、それを設立しております。そのときに、文化財保護法に都道府県、また、市町村、要は地方公共団体に文化財保護審議会をつくるという規則がございましたので、地方自治法による附属機関による条例を基につくったという経緯がございます。我々も、他都市の条例、規則等々を調べておりますけど、規則上に建議できると書いてあるのは、たしか6都市だったと思います。そのほかは、建議できるという規定は設けてはいないと。実際の運用でどういうやり方をされているのかは分からないんですけど。あと、実際に何都市か確認したときにも、建議は出たことがないという実例とかというのはございました。以上でございます。

**○委員長（永井佑君）** 森委員。

**○委員（森結実子君）** では、本市の文化財保護審議会は建議ができるんですか。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 本市は、文化財保護法による規則ではございませんので、建議は難しいです。

**○委員長（永井佑君）** 森委員。

**○委員（森結実子君）** ありがとうございます。

先ほど藤沢委員もおっしゃっていましたが、私は、城野遺跡のことは詳しくありませんが、大変貴重な遺構であったという話だけは聞いています。そのときにも、文化財保護審議会には

かかっていません。文化財保護審議会というのは、これが本当にそれに指定するか、それに値するかどうかを審議するところであって、それをきちんと。今回のことについても、文化財保護審議会のメンバーには意見を聞いているじゃないですか。それで、全面保存だっていう話があっても、それは丸々無視しているわけじゃないですか。もちろん拘束力はありませんから、それに全く100%従えっていうわけではありませんけれども、そこは尊重すべきであるし、執行部は、区民の方々からの一日も早くそこに建ててほしいという話を何回も繰り返して御答弁されていますが、私が個人で調べた結果によると、知らない人とそんなに大切なものが出ているんだったら残してほしいよねっていう人と、いやいや、公共施設を建ててほしいよねっていう人は、3分の1ずつです。私の狭いネットワークの中ですけれども、それでも3分の1ずつです。ですから、そこだけ強調して言うのは、私はいかがなものかなって。小野田滋先生の移築という言葉にも飛びついたように私には見えるんですが、小野田さんも緊急シンポジウムの中で全面的な保存が望ましいという共同声明文を出しているんです。ですから、それを基に移築をするので、あとは壊しても正しいという理論はもう成り立たないですよ。だから、何でそれを根拠として移築をしたのかってというのが私には分からないんですが、小野田さんの意見をどのように誘導して、どのような設問で移築という言葉を引き出したか、それこそ議事録がないので、もう誰にもそこは計り知れないと思うんですけれども、共同声明文が出ていますから、もう既に根拠はないと私は思っています。

それで、私としては、それでも門司区は高齢化も進んでいますし、早く建てたいという方のお声もあるのであれば、それを鑑みても、全面的な発掘調査は最低限必要だと思っています。遺構が出ているところの隣の地面もその人の所有であれば、発掘調査をするように普通の地方公共団体ではしています。私も発掘調査をしていたとき、そうやって行政がお願いをしてくて、嫌々ですけど、民間の開発会社は一生懸命調査をしていました。そして、全面的に記録を残しています。そして、その上にマンションが建つなり、宅地造成がされるなりしてしまいました。ですから、あの遺構の跡に複合公共施設が建つことについて、私はまるっきり100%反対ではありませんが、調査もしないで大切な遺構だとこれほど声が上がっているものを闇に葬るなんていうことは、決してしてはいけない行為だと思っています。ましてや、私たちは地方公共団体です。文化財保護法の下に、文化財とか遺構については極力保存をするべきと書いています。それは任務だと私は思っています。その辺の法の解釈とかもきちんとしていただいて、執行をしていただきたいと私は願っています。

そして、教育長にはもう一言。長年こうやっているからということではなくて、私たちから多くの疑問を投げかけています。いま一度、文化庁に問い直すなり確認を取って、改めるべきところは改めていただきたいと強く要望いたします。以上です。

**○委員長（永井佑君）**ほかにありませんか。大石委員。

**○委員（大石仁人君）**何点か教えていただきたいんですけども、先ほど中村委員がお聞きした、

全て発掘調査すると、恐らくまたさらに半年ぐらいかかるということで、価値づけの話になっていますけども、市、県、国と全部価値づけをやった場合に、どのぐらいの期間がかかるのかというのを教えてください。

○委員長（永井佑君）文化財担当課長。

○文化財担当課長 現在、価値づけという形では行っておりません。通常、発掘調査をした場合、1年後から2年後に、正式な調査報告書というものが作成されます。それがまず価値づけの基となる資料のベースと考えておりますので、やっぱり1年なりの相応の期間はかかるのではないかと考えております。以上です。

○委員長（永井佑君）大石委員。

○委員（大石仁人君）ありがとうございます。

そうなった場合に、例えばじゃあそこで建てられないと、建てなくて別の場所を使うとなったときに、恐らく今老朽化している施設の耐震だったり補修というのが必要になってくると思うんです。それは、もうそのときに何かあったら、市民の命が一番です。となったときに、今の老朽化した施設の補修、耐震にどのぐらいの費用がかかるのか、教えてください。

○委員長（永井佑君）文化財担当課長。

○文化財担当課長 そちらは、建築都市局でしか把握は。それぞれ1つ1つの所管課での把握となっております。

○委員長（永井佑君）総務区政課長。

○総務区政課長 それぞれの施設につきましても、今、建築都市局で積算の見直し等もしております。物価の高騰等もあって、人件費も含めて、そこでやっているというところで、それぞれ改修した場合に、どのぐらいかかるかというところをもう一度建築都市局に確認をしながらやっていく必要があらうかと思っております。以上でございます。

○委員長（永井佑君）大石委員。

○委員（大石仁人君）ありがとうございます。以上です。

○委員長（永井佑君）ほかに。大久保委員。

○委員（大久保無我君）私の名前が出ましたので、2月1日のやり取りに関する私の受け止めも今言っておきたいと思います。

文化財の国指定とか、どうかの判定のプロセスに関して、あのとき聞いたのは、あの遺構が国指定に相当するのとか、すごいものだとかということ判断するのは、当然最終的には国が判断する、文化庁が判断することには変わらないとは思いますが、ただそれを市からこんなにすごいのが出ましたよと持って上がっていくのかという話なのか、情報が上がってきたものを見て、これはすごいものだからということで国が判断するのか、指定してくるのかというところの違いみたいなものを詳しく聞いたかったというのが、この話なんですけども、情報を受け取った上で国が判断しますという話だったと思います。その上で、あのときの答弁

としては、情報は上げていますけども、特に国からはそういうアクションは起こっていませんよというような返しがありました。なので、私は、じゃあそれほど重要なものでない可能性もあるのかもしれませんがよねという受け止めをしました。なので、そこら辺はしっかり国にも確認してくださいねという言い方を最後にしたと思うんですけども。ただ、後から聞けば、藤沢委員も言われたように、市からしっかりと価値づけしたものを上げないと国は判断しないというような話だったと聞いて、価値づけした情報を上げていないということは、当然国も判断しないよねということになると思うんですけども、プロセスとしては、今の価値づけした情報をきちんと上げないと国が文化財とかにするとかしないとかという話にならないということは、これは間違いないですか。

○委員長（永井佑君）文化財担当課長。

○文化財担当課長 価値づけしたものを上げていく場合と、国から、そのときに例を出した、直接現地の審査、見に来られて判断というか、候補というか、そういった形で検討してもらうというような流れがあるかと思います。

○委員長（永井佑君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）分かりました。多分、両方ありますよってということですよ。市が遺構に関して、専門家の方から意見聴取をされたじゃないですか。文化財保護審議会のメンバー5人に意見聴取しましたと。このときの意見の内容、どんな意見が出されましたというのは、公表されていないんですよ。

○委員長（永井佑君）文化財担当課長。

○文化財担当課長 そうですね。聞いた委員のお名前に関しましてはお出ししておりますけど、個別の意見については、たしか公表はされていなかったように思います。

○委員長（永井佑君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）ありがとうございます。

○委員長（永井佑君）答弁はありますか。文化財担当課長。

○文化財担当課長 すみません、1月25日の時点でどういった内容をお出ししていたか、確認をさせてください。また後ほど答弁させていただきます。

○委員長（永井佑君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）少なくとも2月1日に、この委員会で出された資料とかには入っていませんでしたね。

○委員長（永井佑君）文化財担当課長。

○文化財担当課長 2月1日はそうですね。

○委員長（永井佑君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）ですよ。いろんな情報がない中で、判断していかなきゃいけないんですけど、この話に関しては、かなり少ない情報の中で、議会に上がってきているなという感

じはあります。

ちょっと話は替わるんですけど、さっき中村委員がおっしゃった、議員は市民の意見の代弁者というのは、まさにそのとおりだと思うんです。同じ理屈で言うなら、うちの門司区選出の議員は、複合公共施設を早くしてくれという話は決して言っていません。歴史的な価値とか、どんな遺構があるのかというのは、きちんと調査をすべきだというような意見を言っています。ただ、もちろん市民の安全とか、健全な生活とかというものを犠牲にして、何が何でも遺構を保存しなきゃいけないというような話をしているわけではなくて、ただ先人たちが紡いできた歴史とか痕跡とかそういったものを、ちょっと延ばせば幾らかかるとか何千万円かかるからとかというような、これはお金とか経済的な話だけで判断すべきものでもないとも思っています。話を聞けば、まだ現地にはたくさん遺構が残っているというようなことも聞いています。だから、掘れば多分いろんなものが出てくるんだろうというような話にも思うんですけども。そういう意味では僕らは分からないんです、それが本当に貴重なのかどうかなんていうのは専門家でも何でもないから分からない。だからこそ、専門家の人たちがきちんと調べた上で、歴史的な遺構の価値というのは判断すべきなんじゃないかなとも思います。

あと一個聞きたいことがあったんですけども、ちなみに市民文化スポーツ局が文化財保護審議会の専門家から意見を聴取したときに、これはもしかしたら国の文化財に相当するかもしれませんよというような話が出てきたのかどうかを教えてください。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** はっきりとは覚えていませんが、それぐらいのレベルにはあるというような発言というのはあったかもしれないです。

すみません、先ほどの件ですが、保存に関する主な意見ということで、1月25日の定例の記者会見の後に記者にお渡しをしたと記憶しております。以上です。

**○委員長（永井佑君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** ありがとうございます。であれば、同じものをぜひ頂ければと思います。

市民文化スポーツ局の皆さんは、もちろん文化財保護に関しては、体を張って全力で頑張っているというのはもちろん分かります。ただ、今回の話は、市長の記者会見の中でもあったんですけど、専門家の意見を聞いて丁寧に進めていきますと言われた中で、丁寧にというのが誰に対してなのかなというところで首をかしげるところがあるとも思うんです。内部で丁寧に議論したのかもしれないんですけども、じゃあ内部で丁寧に議論した、その丁寧にというところが、じゃあ委員会の中でとか議会の中でとか市民に対する説明の中でと受け止められていないのではないかと思います。そこが見えなかったから、これだけ議会の中でいろんな意見が出ているんじゃないかなとも思います。

今回、私は、この議論を通じて、情報の共有というのがどうだったのかなっていうところが

課題ではないかなと思います。いろんな方が、専門家の方たちが、あれは重要だって言っている。我々は分からないので、専門家の話も聞くし、執行部の思いというのも当然聞きながら、議会の中ではいろんなジャッジをしていかなきゃいけなくなると思うんですけども、それを判断するときに、正しい情報がみんなに共有されていたのかというところが、その丁寧さがちょっと足りなかった、欠けていたんじゃないかなということを強く思います。ですので、これは、もう今後の話になるかもしれませんが、教育委員会の名前が時折出てきますけども、市長事務部局の中で建設する部門と文化財を判断する部門とが一緒になってしまうと、どうしても力関係みたいなのがあって、第三者的な立場でということがなかなか言いにくくなるんじゃないかというような仕組みの問題とかも出てくるんじゃないかなと、いろいろ思ったりもしました。意見は求めません。これは、私の意見として、質問を終わります。以上です。

**○委員長（永井佑君）** ほかにありませんか。中島委員。

**○委員（中島隆治君）** 何点か質問します。

委員の中でも、今回の手続に問題があったのではないかとか、問題はなかった、かしはなかったとかで、認識の違いがあるようなので、今回の手続上に本当にかしがなかったのかというのを改めて聞かせていただきたいと思います。

それと、今回この場所を選定するに当たって、当初はこの土地を借りる予定だったと思うんですけども、市が購入するに当たって、そこに遺構があるということが、昔の地図も残っていますし、そこに遺構が出てくるとということが予測できなかったのかを、改めて伺いたい。

もう一つは、これは勉強不足で、時間がなくて教えていただきたいんですけども、北九州市には旧門司三井倶楽部というのが国の重要文化財であると思うんですけども、これは移築して今も国の重要文化財になっているかと思うんですが、これは移築する前に国の重要文化財になったので、移築しても重要文化財として残っているのか。移築しても重要文化財になるというケースは、今回のケースと違うのかどうか、そこら辺のことを教えていただきたいと思います。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 今回、手続上のかしはなかったのかというところでございます。いろいろな場面で説明をさせていただいておりますけど、我々としては、手続上のかしはないものと思っております。

それから、JRの土地を購入する際に、遺構があることは知り得なかったのかというか、予想できなかったのかというところでございます。当然、資料とか地図とかから、旧門司駅舎とか関連施設があるというのは推定できているんですけど、実際には掘ってみないと分からないというのが、そのときの状況でございますので、そこは何とも言えなかった状況ではあります。

それから、旧門司三井倶楽部の件でございます。重要文化財の指定と移築のどちらが先かというのは、すみません、正直まだ今の段階では分かるものがございません。ただ、旧門司三井

倶楽部の場合は、建造物として重要文化財指定されておりますので、若干そこら辺の取扱いとかで異なる点があるかもしれません。そこは、またお調べしてお答えさせていただけたらと思います。以上です。

**○委員長（永井佑君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** 分かりました。かしが無いということで、私たちも市民にしっかり説明していく上で、きちんとここははっきりしていただきたいという思いで改めて聞かせていただきました。

それで、場所の選定に当たっては、掘らないと分からないということでございました。ここは鉄道記念館も隣にありますし、新たに民間の施設とかをいろいろ建設するとき、これまでこういった遺構というのは出てこなかったんでしょうか。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** もともと門司港のあそこの近辺というのが、先ほど説明した周知の埋蔵文化財包蔵地、要は遺跡がありますよというところに指定されておりました。通常、工事をする際にも、基本は遺跡がないだろうということで、特にあそこはJRがもともとずっと持たれていたもので、JRの中で工事を進め、国鉄時代から、そういった取扱いになっていたのではないかと思います。今回に関しては、公共工事に伴いまして、包蔵地外ではありましたが、試掘調査をさせていただいて、遺構の確認が取れましたので、新たに包蔵地に追加したという状況でございます。ほかの例というのは、今のところ記憶にはないです。

**○委員長（永井佑君）** 答弁してください。文化財担当課長。

**○文化財担当課長** すみません、もちろんそれ以外の試掘で確認された場合には、新たに包蔵地として指定するような形になります。以上です。

**○委員長（永井佑君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** 例えば、JRが持っていた土地でこういうものが出てきたと。今回は市が買ったのでこういう形になっていますけれども、JRじゃなくてもいいんですけど、民間の土地でこういうものが出てきた場合、その取扱い方は変わってくるんですか。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 新たにそこで開発が行われる、例えばほかの民間の開発が行われるという場合には、包蔵地内で一定の基準がありますけど、何メートル掘り下げるとかといった場合には試掘調査が必要になって、試掘で遺跡が確認されれば発掘調査というステップを踏んでいくような形になるかと思います。

**○委員長（永井佑君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** そこは、今回市が購入した土地であったので、民間との違いをはっきりしてもらいたいという思いで質問させてもらったんですけども、民間の場合はその基準、規定が緩かったりするのとか、そういったことを確認したかったんですけども、そういった

ことはないんですか。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 公共の場合は、先ほど説明した包蔵地外でも、原則、試掘調査を行います。ただ、民間の場合であれば、包蔵地外では原則、試掘調査は行わないという取扱いになっております。

**○委員長（永井佑君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** 分かりました。それで、さっき三井倶楽部の話をしましたけれども、これは移築しても文化財としてきちんと残されているということもありますので、そこは、また詳しく調べていただいて。今回のケースで、全部残してくださいという意見もあるんですけども、こういった移築をして、きちっとした文化財としての価値づけができる方法があるのかというのを、ほかの事例も含めて今回の旧門司三井倶楽部の件も併せてお調べいただいて教えていただきたいと思います。

いずれにしても、私の考えでありますけれども、さっき中村委員がおっしゃった、今回特に緊急シンポジウムを有識者の方々が開いて、たくさんの有識者の方が残すべきと。私も、門司の市民センター、門司港の市民センターにも行かせていただいて話を聞かせていただいたんですけども、本当に複数の有識者の方々があそこは残すべきだと。海外の事例とか国内での事例を出していただいて、残すべきだっていう話を伺いました。私はフラットな形で話を聞かせていただいたんですけども、あの話を聞くと、残すべき価値のあるものだと思います。しかしながら、そこに住む門司区民の人たち、住民の方々の意見、考えていうのは、なかなか声が届かなかったり、そういったシンポジウムを知るといっても、市民の方はできませんよね、やりようも分からないです。やっぱり議員に伝えたりとか、そういう形で、さっきサイレントマジョリティーっていう言い方をしていましたけど、まさにそういった声がなかなか届かないということも問題であるなど。違うフィールドで何か話がかみ合わないような、そういう状況に陥っているように私は捉えております。これをあまりにいたずらに引き延ばすと、遺構を残す人たちと複合公共施設を建設してもらいたい人たちとがどんどん分断される。北九州市内でそういった分断を引き起こすようなことを私は危惧いたします。北九州市にとってそれが一番不幸な結末ではないかと思っておりますので、これはもう極力早く結論を出して、長引くとどんどん、それぞれの意見が増長して、本当に分断を生み出す可能性があるとは私は危惧しますので、そこは本当に総合的に改めて検討していただいて、早期の結論を望みます。私からは以上です。

**○委員長（永井佑君）** ほかに。中村委員。

**○委員（中村義雄君）** 私がさっき質問した関連で、残りの3分の2の値段とか工期を聞きまして、やっていないところ、残りの3分の2は今後やる予定はないのかという質問です。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

○文化財担当課長 一応、試掘調査を行っております、基本的にその際には遺構は確認されておきませんので、基本的にはそこをやるということは、今のところはないです。

○委員長（永井佑君）市民文化スポーツ局長。

○市民文化スポーツ局長 補足しますと、最初、試し掘りをやるんです。それで例えば、れんがが見えたとかがあれば、怪しいということで本格発掘調査に行くわけですが、ほかのエリアは、先ほど言ったみたいに、試し掘りをして何も出なかったので、恐らくはなかろうという判断の下で今ここで止めているわけです。だから、ここはもうこれで出ないだろうという判断をしていますので、ここを本格的に掘るという予定は今のところありません。以上です。

○委員長（永井佑君）森委員。

○委員（森結実子君）私は、今調査していないところは溝だけトレンチを入れたって聞いていたんです。表層を剥がす、地面から薄い部分を剥がすっていうのはしていないと聞いているんですけれども、遺構が出ている隣の土地では、試掘であっても表層を剥がすと思うんです。そこまでやっていらっしゃるでしょうか。

○委員長（永井佑君）文化財担当課長。

○文化財担当課長 基本的には、トレンチ調査だけで行うのが試掘調査ということで認識をしております。

○委員長（永井佑君）森委員。

○委員（森結実子君）遺構が出ているところでは、表層も剥がすのが、ごめんなさい、私のやっていた会社がそうなのかもしれない。それが常識だと思っておりましたが、いかがですか。

○委員長（永井佑君）文化財担当課長。

○文化財担当課長 本市では、トレンチ調査という形で運用しております。

○委員長（永井佑君）12時近くなっているんですけど、ほかに質問ある方はいらっしゃいますか。ありますよね。僕もありますので。では、有田委員。

○委員（有田絵里君）少し分からなかったところを伺っていきたいんですけど、先ほど大久保委員のお話の中で、文化財保護審議会の5人の方から意見を伺っているっていうお話があったと思うんですけど、御答弁の中ではどういう意見があったのかというのがちょっと分かりづらかったと思うんですけど、5人の意見は口頭で聞いただけで、残しているものは何もないということでもいいのでしょうか。

あと、何点かあるんですけど、今回移築を決めましたということだったんですけど、移築をしてしまうことによって、その後文化財として指定できないかもしれない。今時点ではすごく大事な国の指定文化財にもなり得るような内容かもしれないという声がいろんなところから聞こえているわけで、先ほど14団体から意見も上がってきていますというお話もされていたかと思うんですけど、それでも今の状況を鑑みて最終的には移築をするということを決めましたっていうことだったんですが、移築をしたとて、その後、価値づけというのはも

うできなくなるかもしれないんですけれども、それに関してはすごく重要なものだったっていうことで、後からでもこの価値をきちんと見いだしてもらえような方法とかがあったのかどうかとか、市の中で何か検討されていることがあるのかどうかということ。

あと、これは門司区で試掘されて出てきている内容だから、門司区民の意見が大事だよねっていうお話がいろんなところで出てきていると思うんですけれども、今までの御答弁の中では、今まで公共施設マネジメントの観点で相談をされている門司区民の方々に説明をさしあげている中で、複合公共施設を建てるべきだっていう意見がずっと続いているからこそ進めていきたいということだったんですけれども、これが試掘して出てきました。その後、市として門司区民の方々にお話をする、集める機会っていうのは、そもそもあったんでしょうか。それを何かまとめて、何か根拠があって門司区民の方々からこういった複合公共施設を望む声があったとおっしゃられているのでしょうか。先ほどシンポジウムがありましたとか、いろいろあったかと思うんですけれども、遺構があって現地説明会があってとなった後、門司区民の方々からこういった御意見を取っているのか。今回は、あくまでイレギュラーでこういうことが起こってしまっているの、それまではもしかしたら複合公共施設を望む声が強かったのかもしれないんですけれども、イレギュラーが起こってから、試掘でももしかしたら重要かもしれないというものが出来た後に、こういった御意見を集めたのかとか、市民の方からそういった御意見があったっていう何か根拠になるものがあると言われていたかと思っっているんですけれども、そういったものがあったのでしょうか、教えてください。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 5人の方からの意見は、一応現地を見ていただいたときに意見を伺っておりました、そういった記録は残しております。

それから、移築した場合の文化財としての取扱いというようなところかとは思いますが、移築をした場合には、史跡としての指定はもう難しいと考えていただいたほうがいいかと思えます。基本的には、有形の文化財としての可能性というの残るんですけど、そこら辺については、はっきりとなる、ならないというのは当然分らないですし、残したものをまたさらに調べていく可能性はありますので、その中でどう価値のようなものを見いだせるのかということかと考えております。

それから、複合公共施設に対する意見というところなんです、それは、我々では把握しておりません。建築都市局になりますので、すみません、実際にこういった意見を取っているのか、内容については、こちらでは把握できておりません。以上です。

**○委員長（永井佑君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** ありがとうございます。

まず、5人の意見をちゃんと資料としてというお話でしたけれども、さっきはすごくやんわりとした内容の御答弁だったので、御意見を伺っているのであれば、私たちも、しっかりとそ

の意見がどういう内容だったのかが分からないと、そもそも判断ができないので、ぜひともそれは頂けたらと思います。改めて、この後資料として出していただけるのか。ただ、この件に関してあした採決なのかどうなのかというのがまた微妙なところなので、ぜひ早めに、多分全議員が知りたい内容だと思いますので、ぜひ頂けたらと思います。

そのほかにも、14団体の方々から意見、要望が上がってきているということなので、よかつたら簡単にどういう意見が上がってきているのかなども、私たちは見られないので、もしそれもまとめて頂けたら、私たちもどういうものなのか、だんだん全容が見えてきますので、もちろん市の職員の皆様が一生懸命見ていただいているのも分かるんですけども、私たちも責任を持って判断しないといけないというところもありますので、ぜひ見せていただけたらなと思いました。

あと、移築しても文化財として指定できるのかというところで、その後の価値づけっていうのが、恐らく移行してしまった後だと、そもそもの価値として大分ずれてしまうのかなと思うんですが、ここに関しては、すごく古い大事な、それこそずっとこういった文化のことにに関して、保存に関してずっと携わってこられていたので、移行してしまうと価値に関しては下がってしまうとか、いろいろお分かりではあると思うんですけども、これはそもそも、こういう歴史的な文化財かもしれないということに関して、今後子供たちにこういった歴史あるものがここにあったんだよとか教えてあげられるような資料の一つになるかもしれないっていうことに関しては、教育委員会ときちんと話し合いとか、そういった資料をお渡しして御判断いただくようなタイミングっていうのはあったんでしょうか。

**○委員長（永井佑君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 発掘調査におきまして、例えば写真のデータであるとか、3Dのデータ、3次元測量とか、そういったものを取っておりますので、今後、例えばそういったことを活用しながら子供たちに教えていくということは可能になるうかとは思いますが、以上です。

**○委員長（永井佑君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** ありがとうございます。

では、そういった資料に関しては、教育委員会としてはどのように受け止めていらっしゃるんでしょうか。そもそも見ていないとかあるんですか。

**○委員長（永井佑君）** 総務課長。

**○総務課長** 門司港の複合公共施設に門司図書館が入りますので、その関係で資料は頂いておりました。文化財一般というお話でありますと、補助執行先の市民文化スポーツ局からは、市の指定文化財とか、要は文化財の指定をしたときは、教育委員会会議において報告という形でお知らせをいただいております。

**○委員長（永井佑君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** ありがとうございます。それでは、そういったものが出てきて、これに

関して、先々のことを考えたときに、教育委員会としては、重要であるとか重要でないとか、そういった判断は全くしておらず、そこに関しては市民文化スポーツ局に任せていたという判断ということなんですね。ありがとうございます。教育委員会としては、もうそれを任せてしまっていたということなんですね。分かりました。

また、門司区民の方の意見に関しては、分からないってということですか。

**○委員長（永井佑君）** 市民文化スポーツ局長。

**○市民文化スポーツ局長** 建築整備等に関しては、建築都市局が主でやっていますので、いろんな動きをされているかもしれませんが、我々はそのまでは全部把握はしていないので、これまでもいろんな意見を聞いているってことは聞いていますけれども、その分は建築都市局ということで、先ほどそういうお答えをさせていただいたところですよ。

**○委員長（永井佑君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** ありがとうございます。ということであれば、根拠なく発言している、根拠なくというか、建築都市局では集めているけれども、もちろん御説明するお立場として、今日御報告をわざわざ私たちにもしていただけるってということで、こうやって資料もお作りいただいている、すごく分かりやすい資料も出していただいていると思うんですけども、御答弁の中で、門司区民の方々から意見を伺っていて、複合公共施設を建てるべきだと皆さんが考えているってことを発言されるということであれば、それに関してきちんと発言する方はその根拠というのを持っていないといけないと思うんです。その根拠なく言ってしまったってということであれば、私たちは、じゃあ何を基にそれを言っているのってなってしまうので、そもそもそれは建築都市局に何をもってそれを言っているのかというのを聞くべきだったのではないのかなと思うんですけども。

**○委員長（永井佑君）** 市民文化スポーツ局長。

**○市民文化スポーツ局長** 発言の根拠としては、このプロジェクトを進めるに当たって、パブリックコメントとか、要するにいろんな意見を聞いていると。我々は、そのことをもって区民から話を聞いているという受け止めで説明をさせていただいたということですよ。以上です。

**○委員長（永井佑君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** ありがとうございます。では、それはあくまで今までの複合公共施設に関してのパブリックコメントに関してってということなんですね。分かりました。であれば、それは、遺構が出てきた後の門司区民の御意見ではないと思っていいってということですか。

**○委員長（永井佑君）** 答弁はありますか。市民文化スポーツ局長。

**○市民文化スポーツ局長** その後の、例えばどこどこで声が来ているとか、例えば建設をこうしてほしいとかという声があるというのは、多分所管局に行っていると思いますので、我々はそのら辺を全部つぶさに聞いているというわけではなくて、今日の御説明に当たっては、そういう意見を基に整備を進めているということをもって説明をさせていただいたところですよ。

います。以上です。

**○委員長（永井佑君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** 分かりました。ありがとうございます。

申し上げたとおり、私たちも判断をしなければならない。御説明を伺った上で、どうしなければいけないのかっていう採決を考えなければならないという中で、そういった根拠が分からない状態で、言っていた発言を信じて私たちも判断させていただくというところで、よく分からない状態ではなかなか判断しづらいのかなど。もしよろしければ、この後、委員会が終わってからも結構ですので、建築都市局に何を基にそれを言っていたのかなど分かるものがあるのであれば、教えていただきたいですし、私も複合公共施設のパブリックコメントなどを昨日ずっと拝見していました。何年も前のものですが、その時点のパブリックコメントは見つかりましたけど、その後のもの、特に最近この状況でばたばたと遺構を移築するっていうのが決まった中で、判断が難しい内容だなとずっと思いながら聞いておりますけれども、第一は門司区民の安心・安全が第一ですし、延びれば延びるほど物価高騰だとか人件費で上がっていく、そういった事情ももちろん鑑みながら考えていかなければならない問題だなとも思っています。ただ、判断できる材料っていうのが少ないと、なかなか前に進みづらい、本当にいいのかってところで止めなければならないとなってしまうと、予算執行に関してはなかなか難しくなってしまうので、先ほど大久保委員からもございましたけれども、ぜひとも、どこに対して丁寧っていうところで、市民に対して真摯に、私たちも聞かれた分は返さないといけないので、執行部の皆様に真摯な御答弁をいただけるように私たちも努力して聞かせていただいておりますので、そのあたりはしっかり、また改めて終わってからも結構ですので、教えていただければと思います。以上です。

**○委員長（永井佑君）** ほかにはないですか。

ここで、副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

**○副委員長（森結実子君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 本会議答弁と今日の議論を聞いて、疑問があるので伺いたいんですが、これはいろんな議員が言われた問題でもあるかもしれないんですけど、本会議で大庭副市長が、文化財保護法の第3条の発言です。文化財の保存、適切に保存するということに関して、この主語は誰ですか。

**○副委員長（森結実子君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 主語は、政府及び地方公共団体は、になっております。

**○副委員長（森結実子君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** それでは、もう一つ、大庭副市長が、山内議員が質問したときに、第111条、その土地とか、いわゆる遺構を有する土地、そこを持っている財産権、それから、その他

の公益との調整にも留意すべきということを言われています。それで、施設を使う方の安全性とか、それから、バリアフリー等も含めた、そういった利用者の方々の公益、それと、文化財保護という非常に難しい2つのポイントの中で、厳しい判断をしないとイケないというようなことを言われていますが、こちらの111条の主語は誰ですか。

**○副委員長（森結実子君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 111条の主語は、文部科学大臣、または、都道府県の教育委員会は、なっております。

**○副委員長（森結実子君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** それであれば、本市教育委員会、本市はどこにも出てこないわけですよね。ということは、まずそもそも市の権限でこの法律を引用して、市民の方々が必要だから造るとするのは、市の答弁として成り立たないんじゃないかと思うんですけど、それはどうですか。

**○副委員長（森結実子君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 111条に書いております公益の概念は、一般論として書かれているものだと我々は解釈しておりますので、市を含むものだと思っております。以上です。

**○副委員長（森結実子君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 答弁されるからには、その運用の根拠は調べられると思いますが、先ほど言われた市も含むというのは、運用として確認されて答弁をされたということなんですか。

**○副委員長（森結実子君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 一般論として書かれているというところを踏まえて、市もこれに準じてやっている。文化財保護条例第3条に、文化財保護とほかの公益との調整に留意しなければならないとあっておりますので、適合しているものと思っております。

**○副委員長（森結実子君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 私は学者の方に、ここの111条は緊急のときにこの条文を使うと考えるという話を聞きました。なので、そこのところは、意見の違いがあるのか、運用についてお互いの考え方の違いがあるのかどうかは分かりませんが、そういう話を聞いたことがあるので、確認をさせていただきました。

もう一点が、今日の議論の中で、先ほど有田委員も言われましたが、複合公共施設について、今回こういう遺構が発見されたわけだけど、ほかの場所について議論の余地がないのか、住民に聞いたのか。そして、価値ある遺構を地元住民はどう思っているのか聞いていないまま、こんな早急に決めてしまうことが本当にいいのかと、私は改めて思いました。それについて、見解があれば教えていただきたいと思っております。

**○副委員長（森結実子君）** 文化財担当課長。

**○文化財担当課長** 複合公共施設の今の現地につきましては、平成26年から公共施設のマネジメントが始まって、長年かけて議論をされて、あそこになったと伺っております。そういった

状況もありまして、もうあそこ以外ではできないと、ほぼするのが難しいということも伺って  
おりましたので、我々も建築都市局と話す中で、現地での保存は非常に困難だという見解を持  
ったところでございます。以上です。

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）価値ある遺構を地元住民はどう思っているのかっていうのを聞いていない  
ままというところの見解はありますか。

○副委員長（森結実子君）文化財担当課長。

○文化財担当課長 価値ある遺構ということで、地元住民の方から何通かの要望書等々も出て  
きておりますので、そういった声があるということは把握はしております。以上です。

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）先ほどほかの委員の方も言われた、建築都市局がパブリックコメントをし  
たと、局長も答弁をされておりました。ただ、有田委員も質問の中でおっしゃいましたけど、根  
拠とするものがないんじゃないか。いろんな声がある中で、門司区民が造ってほしいというこ  
とだけを材料にして話を進めるのは乱暴ではないかという話があったと思います。もう一人、  
森議員の本会議質問で出てきたところを引用させていただくんですが、片山副市長は最後に、  
地域の住民が歴史的建造物を守っていく、そういうふうな地域の住民がきちんとちゃんと守っ  
ていこうという姿勢があって初めて文化財と言えると認識しておりますと答弁をされていま  
す。これは、市の答弁ということでよろしいのでしょうか。

○副委員長（森結実子君）文化財担当課長。

○文化財担当課長 そうですね、当然本会議での答弁でございますので、市の答弁ございま  
す。

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）この答弁を私は聞きましたし、後で文字に起こして確認をしましたし、今  
も自分で読んでみて思ったんですが、これはもう暴言だと思うんです。なぜ暴言かという  
と、遺構が発見されてから、市民に十分に説明はされていないはずなんです。そして、本  
会議でも答弁がありましたけど、市民の方々に現地にお集まりいただいて、学芸員が解説を  
して現物を見ていただいたということで、説明の一つになるということを局長も言われて  
いたかもしれないんですけど、こういういろんな問題があるときに、住民説明会だつたり  
とかをするのが通常じゃないですか。自分はまだ議員になって4年目ですけど、こ  
ういうのは初めてですし、自分が北九州市に住んできて、何かあったときって普通  
住民説明会をするものだという認識で今まで生きてきました。ただ、遺構が見つ  
かってから十分に説明がされていないというのが、この問題の中心になるんじ  
ゃないかと私は思いますけど、それについてはどうですか。

○副委員長（森結実子君）文化財担当課長。

○文化財担当課長 通常、こういった規模の出土、発掘があったときには、現地説明会という

のを大体毎回開催させております。今回、それに準ずるような形で11月19日に開催させていただいたところでございます。以上です。

**○副委員長（森結実子君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** じゃあ、現地だけということですね。遺構が発見されてからは、現地だけ。それで、それだけの材料で、本当に市民の声として、門司港の複合施設を造ってほしいという声だけで今進もうとしているのは、私はいかがなものかなと考えます。報道で知ったばかりという市民も大勢いらっしゃると思います。今の遺構がどんなものか分かっていないし、そもそもどういものか、そもそも知らない市民も数多くいらっしゃると思います。今、立ち止まるべきは、市民も知らない、調査も不十分、ここの2点で市民の声を十分に聞けていないから、現状、早急な移築には疑問が残るというのを私は申し上げて、質問を終わります。以上です。

**○副委員長（森結実子君）** ここで、委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

**○委員長（永井佑君）** ほかになれば、以上で議案の報告を終わります。

あしたも午前10時に開会します。本日は以上で閉会します。

---

教育文化委員会	委員長	永井	佑	㊟
	副委員長	森	結実子	㊟